

公害等調整委員会の動き

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況（平成30年10月～12月）

平成30年10月～12月の審問期日の開催状況は、以下のとおりです。

月 日	期 日	開催地
10月5日	墨田区における建設工事からの地盤沈下等被害原因裁定申請事件 第2回審問期日	東京
10月9日	墨田区における建設工事からの地盤沈下等被害原因裁定申請事件 第3回審問期日	東京
10月10日	墨田区における建設工事からの地盤沈下等被害原因裁定申請事件 第4回審問期日	東京

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要（平成30年10月～12月）

受付事件の概要

熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件

（平成30年（セ）第5号事件）平成30年11月1日受付

本件は、申請人らは、隣接する飲食店からの騒音・悪臭により、睡眠障害、過大なストレス、喘息等の健康被害が生じているほか、油煙・悪臭による財産被害及び精神的苦痛を受けているとして、移転費用等や精神的苦痛に対する慰謝料として、損害賠償金合計5401万6694円の支払を求めるものです。

銚子市における工場からの騒音・低周波音・振動による健康被害等責任裁定申請事件

（平成30年（セ）第6号事件）平成30年11月2日受付

本件は、申請人は、隣接する製氷工場（被申請人）からの騒音・低周波音・振動により、不眠及びそれに伴う疲労感並びに頭部圧迫感の健康被害等が生じたため、精神的・肉体的苦痛に対する慰謝料として、損害賠償金550万円等の支払を求めるものです。

春日井市・小牧市における焼却施設からの大気汚染による財産被害等責任裁定申請事件

（平成30年（セ）第7号事件）平成30年11月5日受付

本件は、申請人の使用している墓所に隣接する廃棄物焼却施設（小牧市所在）からのば

い煙、錆により申請人の所有する墓石に変色が生じたのは、墓地の管理者である春日井市（被申請人）の管理義務の不履行によるものであり、物理的被害及び精神的損害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金222万5840円の支払を求めるものです。

国立市における騒音による健康被害等責任裁定申請事件

（平成30年（セ）第8号事件）平成30年11月20日受付

本件は、申請人は、建築会社（被申請人）が事業活動で発生させている騒音により、不眠症を発症し精神的苦痛を受けており、かつ、騒音対策を講じる必要があるとして、被申請人に対し、損害賠償金92万2720円の支払を求めるものです。

終結事件の概要

文京区におけるグラウンドからの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件

（平成30年（ゲ）第10号）

1 事件の概要

平成30年8月20日、東京都文京区の住民1人から、東京都を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人が所有する自家用車への粉じんの堆積被害は、被申請人がグラウンドに散布した砂から粉じんを発生・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でないと認められることから、公害紛争処理法第42条の27第2項で準用する第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定を平成30年10月9日付けで行い、本事件は終結しました。

埼玉県杉戸町における騒音・悪臭等による健康被害責任裁定申請事件

（平成28年（セ）第4号事件・平成29年（セ）第6号事件）

1 事件の概要

平成28年12月27日、埼玉県杉戸町の住民1人から、運送会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人は、申請人宅に隣接する駐車場で被申請人が大型トラックを稼働させることによって発生する騒音・振動及び悪臭により、睡眠不足や気分が悪くなる等の被害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金402万3,470円の支払を求めたものです。

その後、平成 29 年 6 月 8 日、同町の住民 2 人から、同一原因による被害を主張する参加の申立てがあり（公調委平成 29 年（セ）第 6 号事件）、裁定委員会は、同年 7 月 4 日、これを許可しました。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2 回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、平成30年10月9日、申請人及び参加人らの本件申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。